

## 別紙 1 不適正表示の内容

(原産地)

| 本来の原産地 | 販売時に表示又は納品書等に<br>印字した原産地 | 期間                                                    | 件数 | 売上数量<br>(kg) ※ 1 |
|--------|--------------------------|-------------------------------------------------------|----|------------------|
| 青森県産   | 岩手県産                     | 少なくとも<br>令和 6 年 3 月 26 日から<br>令和 7 年 2 月 10 日まで<br>の間 | 23 | 345.2            |
| 岩手県産   | 青森県産                     |                                                       | 1  | 2.2              |
| 秋田県産   | 岩手県産                     |                                                       | 1  | 78.5             |
| 宮城県産   | 岩手県産                     |                                                       | 1  | —<br>(※ 2)       |
| 栃木県産   | 岩手県産                     |                                                       | 9  | 868.3            |
| 沖縄県産   | 岩手県産                     |                                                       | 1  | 373.0            |
| 計      |                          |                                                       | 36 | 1,667.2          |

(牛種)

| 本来の牛種             | 販売時に納品書に<br>印字した牛種 | 期間                                                    | 件数 | 売上数量<br>(kg) ※ 1 |
|-------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|----|------------------|
| 和牛間交雑種            | 黒毛和種               | 少なくとも<br>令和 6 年 3 月 26 日から<br>令和 7 年 2 月 22 日まで<br>の間 | 11 | 62               |
| 日本短角種             | 黒毛和種               |                                                       | 6  | 149.9            |
| 肉専用種              | 黒毛和種               |                                                       | 4  | 19.7             |
| 交雑種（肉専用種<br>×乳用種） | 黒毛和種               |                                                       | 3  | 9.1              |
| ホルスタイン種           | 黒毛和種               |                                                       | 1  | 0.65             |
| 計                 |                    |                                                       | 25 | 241.35           |

※ 1 書類上で確認された数値を集計したもの

※ 2 書類上売上数量を確定できなかったことから、合計値に含めないもの

## 別紙 2

### 指示の内容

- 1 製造・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、食品表示基準の規定に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 販売した食品の一部について、食品表示基準に従った表示がされていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に関する認識の欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えられることから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- 4 全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、令和8年10月16日までに県南広域振興局長宛てに報告すること。

### 別紙3 関係法令

#### ○食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

##### （食品表示基準の遵守）

**第五条** 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

##### （指示等）

**第六条** 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 [略]

##### （公表）

**第七条** 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

##### （立入検査等）

**第八条** 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、（中略）食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～9 [略]

##### （権限の委任等）

**第十五条** 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～3 [略]

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

○食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）（抜粋）

（都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務）

**第五条** 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。（中略）

- 一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。）に関する事務

次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。）当該都道府県の知事

ロ [略]

（都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務）

**第六条** 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及び次条第一項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者に関するものに限る。）に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ [略]

○食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抜粋）

（横断的義務表示）

**第十八条** 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（中略）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

| 名称  | [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原産地 | 次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。<br>一 [略]<br>二 畜産物<br>イ 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。）にあつては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名（二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を表示する。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。<br>ロ [略]<br>三 [略] |

**（表示禁止事項）**

**第二十三条** 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一～八 [略]

九 前七号に規定するもののほか製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 [略]

**（表示禁止事項）**

**第二十八条** 食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。